

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年3月29日

金曜日

号外(8)

目次

規則

- | | |
|----------------------------------|---|
| ○富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 2 |

規則

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第25号

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

富山県営住宅条例施行規則（昭和35年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「関係にある相手」を「特定関係者」に、「又はイ」を「、イ又はウ」に改め、同号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改め、同号に次のように加える。

ウ 配偶者からの暴力（配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいい、配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する特定関係者からの暴力を含む。以下この号において同じ。）による被害を理由として保護を受けている旨の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項に規定する女性相談支援センターその他の配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。）による証明又は配偶者からの暴力による被害を理由として避難している旨の配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務

所その他の都道府県若しくは市町村の機関若しくは配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者に対する支援を行っている民間の団体による確認を受けている者

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(建築住宅課)

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第26号

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県産業技術研究開発センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の表中

電気化学測定装置	1台につき1時間	360円
----------	----------	------

を

電気化学測定装置	1台につき1時間	840円
充放電測定装置	1台につき1時間	540円

に、「積層造形装置」を「樹脂積層造形装置」に、「5,450円」を「7,830円」に改め、同表真空処理設備の項及び同表下向き回転形電子ビーム蒸着源の項を削り、同表中「4,920円」を「10,410円」に改める。

別表第2の1の表中「11,780円」を「14,570円」に改める。

別表第2の2の表中「1,880円」を「1,890円」に、「3,010円」を「3,030円」に改める。

別表第2の9の表中

金属積層造形加工	1時間	14,780円
----------	-----	---------

を

樹脂積層造形加工	1 時間	11,990円
金属積層造形加工		14,780円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

